

競争入札への最低制限価格制度の導入について

著しいダンピング受注等、公正な取引秩序の阻害による公共工事の品質の低下、下請け業者へのしわ寄せや安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的として、当組合の実施する一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格制度を導入します。

【対象となる入札】

- ・設計金額が130万円以上の全ての建設工事
(ただし、低入札価格制度を適用するものについては除く。)

- ・次に掲げる業務のうち、組合において必要と認められた業務委託
 - (1) 建物管理等業務
 - (2) 警備業務
 - (3) 清掃業務
 - (4) 設計若しくは測量にかかる業務委託
 - (5) そのほか管理者が必要と認める業務

【最低制限価格の決定方法】

▶ 建設工事

- ①直接工事費×10分の9.5を乗じて得た額
- ②共通仮設費×10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費×10分の8を乗じて得た額
- ④一般管理費×10分の5.5を乗じて得た額

①+②+③+④の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

※この額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。

※工事の性格上、この決定方法により難しいものについては、予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内で組合が定めた額（1円未満を切り捨てた額）とします。

▶ 業務委託

対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）から10分の7を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）までの範囲内で組合が定めた額とします。

【通知の方法】

最低制限価格制度の設定の有無につきましては、一般競争入札においては入札公告にて、指名競争入札においては指名通知書にて通知いたします。

【落札者の決定】

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

【適用開始】

平成28年4月1日以降に行う入札公告または入札通知について適用します。